

果樹産地構造改革計画について

16 生産第 8112 号
平成 17 年 3 月 25 日
農林水産省生産局長通知

改正 平成 19 年 4 月 10 日 19 生産第 184 号
改正 平成 20 年 3 月 27 日 19 生産第 9737 号
改正 平成 21 年 3 月 11 日 20 生産第 7421 号
改正 平成 23 年 4 月 8 日 23 生産第 229 号
改正 平成 27 年 4 月 27 日 27 生産第 340 号
改正 平成 28 年 9 月 13 日 28 生産第 872 号
改正 令和 2 年 6 月 23 日 2 生産第 544 号

第 1 果樹産地構造改革計画の趣旨

果実は、国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持・増進という面でも重要な役割を担っている。

近年は、優良品目・品種への改植等が進んでいること等を背景に、消費者ニーズに対応した高品質な国産果実の生産が行われており、こうした国産果実は、国内外で高く評価され、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。また、急傾斜地が多く、他の作物の栽培が困難な中山間地域では、果樹が地域の経済を支える基幹品目となっており、こうした地域を中心に、地域社会の維持の面でも重要な役割を果たしている。

一方、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となっていること等により、果樹農業の生産基盤がぜい弱化しており、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少している状況にある。また、大規模自然災害の頻発や気候変動による栽培環境の変化等の様々なリスクを抱えている。

このような中、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図り、国産果実を将来にわたり安定的に供給するためには、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化することが必要である。具体的には、労働生産性の向上や次世代への円滑な経営継承、消費者・実需者のニーズや国内外の新たな市場に対応した生産の推進等により、産地構造を改革し、競争力のある産地を構築することが喫緊の課題となっている。

このため、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に目指すべき具体的な姿（目標）を定めた果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定し、産地計画に基づく取組を推進することにより、果樹産地の構造改革を推進する。

第 2 産地計画の策定主体

- 1 産地計画の策定主体は、原則として、産地をカバーする生産出荷団体（農業協同組合、農業協同組合連合会及びこれら以外の者であって果実の出荷又は加工の事業を行うものが組織する出荷事業者団体をいう。）、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会（以下「産地協議会」という。）とする。

なお、産地全体の生産基盤を強化する観点から、産地協議会には、産地内の多様な農業者、経営体等が参画できるよう努めるものとする。

- 2 産地協議会は、構成組織のいずれかを主体とした事務局を設置するとともに、産地協議会の運営に係る規約を策定するものとする。

第3 産地計画の内容

産地協議会は、次に掲げる事項を内容とする産地計画を策定するものとする。これら以外の項目については、産地の実情に応じて必要な項目を記載することとする。

- 1 目標年次
- 2 産地の合意体制
- 3 目指すべき産地の姿
 - (1) 目指すべき産地の理念
 - (2) 人材・園地戦略に関する事項
 - ア 担い手の考え方
 - イ 担い手の数の目標

担い手の類別（認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、果樹園経営計画認定者（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）第4条に基づき、果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者等）毎の目標がある場合は分けて記載する。

ウ 担い手の育成・確保に向けた取組

産地内における、新規就農者をはじめとする担い手の育成・確保の方法、支援手段等について記載する。担い手の類別毎に取組が異なる場合は分けて記載する。

エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組（人・農地プランの取組や農地中間管理機構、農業委員会等との連携を含む。）

担い手に集積・集約化する園地面積の目標、樹体・園地を含めた円滑な経営継承に向けた取組、産地として維持する園地及び廃園する園地の考え方等について記載する。

オ 雇用労働力の確保に向けた取組

摘果や収穫等の労働ピーク時に必要となる臨時的な雇用労働力の確保・調整の方法等について記載する（集出荷施設における作業人員の確保・調整を含む。）。

(3) 流通・販売戦略に関する事項

本戦略については、産地協議会が流通関係者、実需者等から意見を聴取した上で記載する。

ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

消費者・実需者のニーズを把握するための取組、把握したニーズへの対応方針、品目毎の出回り時期や品質毎の販売対象等について記載する。

イ 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

加工・業務用需要への対応、新たな需要の創出、6次産業化や高付加価値

化に向けた取組、食育や観光等と連携した取組等について記載する（輸出に関するものは（5）に記載する。）。

ウ 流通の合理化に向けた取組

集出荷の省力化・効率化に向けた集出荷体制や出荷規格の見直し、集出荷施設の再編統合、新たな輸送方式の検討・導入等について記載する。

（4）生産戦略に関する事項

ア 生産を振興する品目・品種

消費者・実需者のニーズへの対応や気候変動による栽培環境の変化等を踏まえて選定する。

イ 品目・品種別の生産目標、計画

需要や労働力に見合った計画的かつ安定的な生産・出荷を行える品種構成となるよう、果実品質のみならず、時期別の需要量の推移や品種毎の収穫時期の違いも勘案して策定する。

ウ 労働生産性の向上に向けた取組

省力樹形の導入、機械作業体系の導入、基盤整備の実施、水田の活用等について記載する。

エ 生産資材の安定確保に向けた取組

苗木や花粉等の果樹農業に必要な生産資材の確保に関する現状の整理・分析、将来にわたって計画的・安定的に確保していくための方針等について記載する。

オ 今後導入すべき新技術

スマート農業技術をはじめとする、労働生産性の向上や果実品質の向上など、産地の構造改革につながる新技術の導入・普及に係る目標・取組等について記載する。

カ 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

加工専用園地の導入面積の目標や、作柄安定技術や低コスト・省力化栽培技術の導入、契約取引の推進に向けた取組等について記載する。

（5）輸出戦略に関する事項

ア 輸出に関する基本的な考え方

輸出に関する産地の現状と今後の方向性等について記載する。

イ 輸出促進に向けた取組

アの方向性に基づき、輸出促進に向けた具体的な取組（輸出する品目・品種、輸出先国・地域の求める基準やニーズに対応した生産・出荷体制の整備）等について記載する。

（6）自然災害等のリスクへの対応に関する事項

頻発する自然災害や、病害虫及び鳥獣による被害等の果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクに対応するため、以下の項目について記載する。

ア 産地において特に対応すべきリスクとその対応方針

イ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針

第4 対象期間

産地計画の対象期間は、原則として5年間とする。

なお、中長期的展望を踏まえた目標設定とするため、10年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、中間年である3年後及び対象期間の終了年である5年後（以下「目標設定年度」という。）の目標値を設定することとする。

第5 対象となる果樹

- 1 産地計画の対象となる果樹は、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条で定められた13品目（以下「政令指定13品目」という。）を中心とするが、その他の果樹も対象とすることができる。
ただし、政令指定13品目以外の品目について産地計画を策定する場合は、原則として、果振法第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画（以下「都道府県果樹農業振興計画」という。）における振興品目に位置付けることとする。
- 2 複数の品目を生産する産地において、複数の品目をまとめて産地計画を策定するか、品目ごとに策定するかは、産地の実情を踏まえ、実効性が高い方法を選択することとする。

第6 対象となる産地の範囲

- 1 対象となる産地の範囲は、原則として、集出荷施設を核として一体的に生産及び出荷を行う生産出荷組織又は同一の地域で共通する主産品目を生産する地縁的な集団とする。
- 2 産地の範囲の設定に当たっての留意点
 - (1) 同一の生産・出荷戦略を持つ範囲で、地域の実情に応じて、実効性の高い範囲を設定する。
 - (2) 前号を達成するために、同一の産地内で複数の産地計画を策定することができるものとする。

第7 産地計画の策定に当たっての留意事項

- 1 産地協議会は、産地計画が次に掲げる事項に適するように、十分留意するものとする。
 - (1) 果振法第2条に基づき策定される、果樹農業の振興を図るための基本方針を踏まえたものであること。
 - (2) 都道府県果樹農業振興計画や、その他都道府県が策定する計画との整合が図られたものであること。
 - (3) 産地の関係者との合意が十分に得られたものであること。
 - (4) 産地の実情を踏まえた実効性の高いものであること。
 - (5) 設定した目標の実現性が高いものであること。
- 2 産地協議会は、産地計画の策定に当たっては、「水田農業高収益化推進計画の策定について」（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をはじめとする計画等との整合性に十分配慮するものとする。
- 3 産地協議会は、産地計画の策定に当たって、消費者、流通・加工・販売業者等幅広い関係者の参加を求め、意見を聴くよう努めるものとする。
- 4 人・農地プランとの連携
人・農地プランの実質化（農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見

える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組)による地域の担い手の育成・確保と、各種施策の一体的な実施が不可欠であることを踏まえ、産地協議会は、市町村の人・農地プラン担当部局とも連携しながら、「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下、「人・農地プラン進め方通知」)の4に基づき、策定・見直しされた産地計画が実質化された人・農地プランとして取り扱うことができるものとなるよう、産地計画の策定・見直しに当たっては、「人・農地プラン進め方通知」の2で示した方法により、アンケート調査や地図による現況把握を行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を策定するよう努める。当該方法による策定・見直し後は、速やかに「人・農地プラン進め方通知」の4の(1)に基づき、関係市町村の人・農地プラン担当部局に通知するものとする。

第8 産地計画の承認等

- 1 産地協議会は、策定した産地計画を別紙様式第1号により都道府県果実生産出荷安定協議会(以下「都道府県果協」という。)に承認申請し、承認を受けるものとする。
- 2 都道府県果協は、1により承認申請のあった産地計画について、次の(1)から(4)までに留意しつつ審査を行い、あらかじめ同計画を別紙様式第2号により都道府県知事に協議の上、承認するものとする。
 - (1) 第3に定められた事項について、適切に記載されているか。
 - (2) 策定に当たって、関係者の合意が十分に図られたものであるか。
 - (3) 産地の実情を踏まえた実効性の高いものであるか。
 - (4) 設定した目標の達成が確実に図られるものであるか。
- 3 都道府県知事は、2により協議のあった産地計画について、2の(1)から(4)までに加えて、当該都道府県が策定する都道府県果樹農業振興計画に沿った内容であるかを審査するものとする。
- 4 都道府県果協が設置されていない都道府県については、産地協議会は、策定した産地計画を都道府県知事に承認申請し、都道府県知事が、農業協同組合連合会等の関係機関と調整の上、当該産地計画を承認するものとする。
- 5 産地計画を変更する場合又は産地計画の対象期間終了後に次期産地計画を策定する場合は、1から4までを準用するものとする。

第9 産地計画の点検、評価等

- 1 産地協議会は、毎年度の産地計画に基づく取組の進捗状況等について、別紙様式第3号を参考として、自ら点検に努め、次年度以降の取組の改善を図るとともに、必要に応じて、産地計画の目標及び内容の見直しを行うものとする。
- 2 産地協議会は、目標設定年度の3月末日までに、別紙様式第3号により、産地計画の目標の達成状況等について、自ら評価するとともに、その結果を都道府県果協、都道府県を經由し地方農政局長等(北海道にあつては農林水産省生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政

局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

- 3 地方農政局長等は、2により評価結果の報告を受けた場合には、その内容を確認の上、都道府県、都道府県果協と連携し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
- 4 産地協議会は、1から3までを踏まえ、必要に応じて、産地計画の目標及び内容の見直し並びに次期産地計画の策定を行うものとする。

第10 国や都道府県等の指導、助言等

国、都道府県及び都道府県果協は、連携の上、産地計画の策定及びその目標の達成に向けた取組が円滑かつ的確に推進されるよう、産地協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 関係者との連携

- 1 産地協議会は、規模拡大を図ろうとする担い手等について効率的に園地集積を図るため、農地中間管理機構と情報共有その他の連携を図るものとする。
- 2 産地協議会は、産地計画の目標達成に向け、流通・加工・販売業者等との連携方策を検討、実施するよう努めるものとする。

第12 その他

- 1 産地協議会は、第3の3の(2)のアに該当する担い手のうち認定農業者及び果樹園経営計画認定者でない者が認定農業者又は果樹園経営計画認定者となるよう努めるものとする。
- 2 産地協議会は、近年、気象災害が増加していることに鑑み、産地計画の対象である生産者に対し収入保険及び果樹共済といったセーフティネットへの加入を促進し、果樹経営の安定に努めるものとする。

附則（平成19年4月10日付け19生産第184号）

平成18年度以前にかんきつ園地転換特別対策事業又は広域連携等産地競争力強化対策事業を実施した産地については、この通知による改正前の果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第8の規定を適用する。

附側（平成20年3月27日19生産第9737号）

この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月11日20生産第7421号）

この通知による改正は、平成21年3月11日から施行する。

附則（平成23年4月8日付け23生産第229号）

- 1 この改正は、平成23年4月8日から施行する。
- 2 改正前の本通知の第7の2に基づき、平成23年3月末日までに地方農政局長等に報告された産地計画の評価結果については、改正前の本通知の第7の3に基づ

き取り扱うものとする。

- 3 改正前の本通知の第8の2に掲げる事業を実施した産地については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成27年4月27日27生産第340号）

- 1 この改正は、平成27年4月27日から施行する。
- 2 平成27年度の果樹経営支援対策事業については、これを行おうとする産地協議会が、改正前の本通知の第6により産地計画の承認を受けた産地協議会であって、平成27年度中に改正後の本通知の第6により産地計画の承認を受けることが確実と認められる場合にあつては、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）に基づき、第8の2の規定にかかわらず、実施できるものとする。
- 3 改正前の本通知の第6により産地計画の承認を受けた産地であつて、目標設定年度に達する前に、新たに、改正後の本通知に基づき産地計画を策定しようとする場合にあつては、改正前の本通知に基づく目標設定年度が到達したものとみなし、同通知第7の2の規定を適用する。

附則（平成28年9月13日28生産第872号）

- 1 この改正は、平成28年9月13日から施行する。

附則（令和2年6月23日2生産第544号）

- 1 この改正は、令和2年6月23日から施行する。
- 2 改正前の本通知の第6により産地計画の承認を受けた産地であつて、目標設定年度に達する前に、新たに、改正後の本通知に基づき産地計画を策定しようとする場合にあつては、改正前の本通知に基づく目標設定年度が到達したものとみなし、同通知第7の2の規定を適用する。